様式第６号（第１７条）

会　　議　　録

会議の名称		2026年第10回春日部市農業委員会総会		
開催日時		令和8年10月26日(月)	開　会	午前10時00分
			閉　会	午前11時13分
開催場所		春日部市役所コミュニティ棟ひだまりホール		
議長氏名		会長　　市川　大倫		
出席者	農業委員	(出席人数：１８人)		
		１　川鍋　浩之	１１　新井　久義	
		２　飯島　優子	１２　加藤　富夫	
		３　齋藤　昭雄	１３　池上　茂	
		４　山﨑　勇喜	１４　森本　恒平	
		５　中山　雅博	１５　森住　武雄	
		６　岡本　勉	１６　萩原　勝	
		７　石山　法男	１７　伊藤　弘子	
		８　石川　勝也	１８　石塚　郁志	
		９　水口　健二		
		１０　岡田　實		
		(欠席人数：０人)		
	事務局	(出席人数：４人)		
		農業委員会事務局次長 田口　俊彦	農地振興担当主査 西　真輝	
		農地振興担当主幹 藤浪　一夫		
		農地振興担当主任 金子　昌行		
	議事参与	(出席人数：２人)		
		農業振興課主査 神田　博幸	開発調整課課長 村田　彰	
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程１議案第１号農地法第３条（委員会）１議案４件：公開 日程２議案第２号農地法第４条（知事）１議案１件：公開 日程３議案第３号農地法第５条（知事）１議案９件：公開 日程４議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について１議案１件：公開 日程５議案第５号生産緑地地区の取得斡旋について１議案１件：公開		

	日程６議案第６号農地利用最適化推進委員の辞任について	
一部公開・非公開の場合はその理由	□ 要綱第３条第１号該当： □ 要綱第３条第２号該当： □ 要綱第３条第３号該当： □ 要綱第３条第４号該当：	
配　布　資　料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	□　録音テープ等を使用した全文記録	
	■　録音テープ等を使用した要点記録	
	□　要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	１４	森本　恒平
	１５	森住　武雄
	１６	萩原　勝

発　言　者	発言内容　・　決定事項
議長	ただ今から２０２６年第10回総会を開会いたします。在任委員１９名中、本日の出席委員は１９名により春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。また、本日は議事参与者としまして、市長部局より農業振興課神田博幸主査と都市整備部開発調整課村田彰課長が出席しております。次に運営委員会及び土地開発公社理事会について、伊藤運営委員長より報告がございます。
委員	本日、開催されました運営委員会における議事内容につきまして、ご報告申し上げます。議題として（１）農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について（２）荒廃農地再生支援事業の周知について（ご依頼）（３）農委だよりの初稿について（４）第５１回春日部市農業祭の出店内容について（５）農業委員会視察研修先の選定についての５項目についての協議を行いました。最後に意見交換におきましては、米価の急激な乱高下を受け、民間在庫の過剰による急落など生産現場の維持や市場の安定化に向けた情報交換を中心に委員間で活発な意見交換が行われました。 次に土地開発公社理事会について、去る令和８年９月29日 火曜日第二庁舎会議室４Ｂにおいて、令和８年度第２回春日部市土地開発公社理事会に出席いたしましたので報告いたします。会議の内容は、令和８年度春日部市土地開発公社補正予算の議案上程について、でございました。理事会事務局からの議案上程の説明、質疑、討論・採決が行われました。採決の結果、議案については可決されました。報告は以上でございます。
議長	ありがとうございました。 次に、本日の総会につきまして、傍聴の申出がありましたので、これを許します。この際、暫時休憩といたします。 （暫時休憩）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。本日の議題は、 日程１　議案第１号農地法第３条（委員会）１議案４件 日程２　議案第２号農地法第４条（知事）１議案１件 日程３　議案第３号農地法第５条（知事）１議案９件 日程４　議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について１議案１件 日程５　議案第５号生産緑地地区の取得斡旋について１議案１件 合計５議案となります。

	次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは、議席番号１４番森本恒平委員、１５番森住武雄委員、１６番萩原勝委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。次に、会議規則第１０条の規定により農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないに該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。それでは議事にはいります。日程１、議案第１号農地法第３条（委員会）を議題といたします。申請番号４２番、４４番から４６番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１頁をご覧ください。議案第１号農地法第３条（委員会）について、許可申請が４件ありましたので、審議を求めます。はじめに、議案書１頁、申請番号４２番、所有権移転、所在　上金崎字舞台東、地番 443-6、地目畑、面積 499 ㎡、以下記載のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。この案件は、２０２６年第９回総会からの継続審議案件で、申請地は、平成２年１２月２５日付で、分家住宅敷地として、農地法第５条の許可を受けており、転用が未完了であることが確認されたため、申請地の農地法第５条の許可後の状況等について確認をした後(のち)に、審議を再開するのが望ましいと、継続審議になった案件です。当時農地法第５条許可を受けた者は既に亡くなっており、工事は未着工です。現在の申請地は畑として耕作されています。現在の土地所有者である譲渡人より、申請地を農地台帳に登載するための届出書が、９月２９日付けで提出されたところです。案内図は１頁、詳細図は２頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地では黒豆を作付ける計画です。次に農地法第３条調査書１頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第３条第２項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号４４番から４６番は譲受人が同一のため、一括して説明します。はじめに、申請番号４４番、所有権移転、所在武里中野字根、地番 146-1、地目畑、面積 566 ㎡、以下記載のとおり。次に、申請番号４５番、所有権移転、所在武里中野字丑ノ発、地番　718-1、地目田、面積 961 ㎡、以下記載のとおり。次に、申請番号４６番、所有権移転、所在大場字下谷中、地番 528-1、地目田、面積 197 ㎡外 2 筆、合計 2103 ㎡、以下記載のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。申請番号４４番の案内図は３頁、詳細図は４頁、申請番号４５番の案内図は５頁、詳細図は６頁、申請番号４６番の案内図は７頁、詳細図は８頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請番号４４

	番の申請地では露地で野菜を、申請番号４５番と４６番の申請地では水稲を行う計画です。次に農地法第３条調査書、申請番号４４番は２頁を、申請番号４５番は３頁を申請番号４６番は４頁をご覧ください。譲受人は、春日部市のほか、さいたま市、越谷市及び松伏町に農地を保有しております。調査の結果、春日部市内の保有農地 49,902 ㎡のうち、耕作していない管理農地が 5,407 ㎡あることを確認しました。また、保有農地の状況について、事務局が各市町の農業委員会に確認したところ、さいたま市農業委員会と松伏町農業委員会からは、申請人は耕作を行っていると回答がありました。越谷市農業委員会からは、越谷市内の保有農地 31,450 ㎡のうち、耕作していない管理農地が 15,929 ㎡あると回答がありました。このことから、農地法第３条第２項第１号については「許可に該当しない」こととなります。最後に、農地法施行規則に基づく申請書は整っております。説明は以上でございます。
議長	お諮りいたします。はじめに継続審査を担当する委員並びに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号４２番について、継続審査を担当する議席番号１５番森住武雄委員より意見を求めます。
委員	議席番号１５番森住武雄です。申請番号４２番の継続審議の調査結果について報告します。この案件は、２０２６年第９回総会からの継続審議案件で、申請地は平成２年１２月２５日付で分家住宅敷地として農地法第５条の許可を受けており、転用が未完了であることが確認されたため、申請地の農地法第５条の許可後の状況等について、確認をした後に審議を再開するのが望ましいと継続審議になった案件です。当時農地法第５条許可を受けた者は既に亡くなっていること、工事は未着工であること、現在の土地所有者である譲渡人より申請地を農地台帳に登載するための届出書が提出されたことを事務局より報告を受けています。また、現在の申請地については、９月に行った事前審査の現地調査の際、畑として耕作されていることを事前審査委員４名で確認しております。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。説明は以上でございます。
議長	次に、申請番号４４番から４６番について、担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。

委員	第１地区推進委員朝倉廣司です。申請番号４４番から４６番について、譲受人が同一のため一括して報告します。令和８年１０月１３日に山﨑農業委員、飯島農業委員、中村推進委員及び私の４名で申請地及び経営農地の現地調査等を実施したところ、申請番号４４番の申請地については、雑草が生えておりましたが、今後譲受人が耕作をするのであれば問題無いと考えております。申請番号４５番、４６番の申請地については、耕作を行っていることが確認できました。続いて経営農地の調査を行ったところ、一ノ割字下沖１１１０番１外３筆の農地は、耕作されておらず、管理されている状況でした。次に、一ノ割字下沖１１１９番１外１筆の農地につきましても、耕作されておらず、管理されている状況でした。次に、薄谷字谷際３０９番１外４筆の農地につきましても、耕作されておらず、管理されている状況でした。次に、薄谷字土手外３８７番１の農地につきましては、雑草の繁茂が見られました。最後に、武里中野字新田４８０番の農地につきましても、雑草の繁茂が見られました。なお、第１地区の豊春地区、第２地区の幸松地区にある経営農地については、問題無いことを担当地区の推進委員から事務局を経由して報告を受けています。以上のことから、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため、問題ありと意見を述べ、報告といたします。説明は以上でございます。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号３番齋藤昭雄委員より申請番号４２番と４４番から４６番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号３番齋藤昭雄です。はじめに、申請番号４２番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。この案件は２０２６年第９回総会からの継続審議案件で申請地は平成２年１２月２５日付けで分家住宅敷地として農地法第５条の許可を受けており、転用が未完了であることが確認されたため、申請地の農地法第５条の許可後の状況等について確認をした後に審議を再開するのが望ましいと継続審議になった案件です。今回の事前審査において、事務局及び継続審議を担当する農業委員に報告を求めたところ、当時農地法第５条許可を受けた者は既に亡くなっており工事は未着工であること。また、現在の土地所有者である譲渡人より申請地を農地台帳に登載するための届出書が提出されました。また、申請地について、９月に行った事前審査の現地調査の際、畑として耕作されていることを事前審査委員４名で確認したと報告を受けました。以上のことから、事前審査委員４人の合議により許可と決しました。次に、申請番号４４番から４６番について一括して報告をします。申請地及び経営農地について、事務局からの報告及び担当地区推進委員に意見を求めたところ、経営農地に雑草の繁茂している農地や多くの耕作されてい

	ない管理農地があることから農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず、問題ありと報告を受けました。そのため、今後の改善の状況等について確認を行いその結果を元に審議を再開するのが望ましいと考えております。以上のことから、事前審査委員４人の合議により継続審議と決しました。報告は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番の岡田です。申請番号４４番から４６番の申請だが、譲受人保有農地は雑草が繁茂しています。いっぽう農地法第３条調査書の中で第２項第６号地域調和での記述は申請案件外の話しを書くべきではないという観点から問題なしとなっているが、そう受け止めてよいものか伺います。
議長	事務局、回答願います。
事務局	岡田委員のご質問にお答えいたします。あくまでも今回の申請地について農地法に基づきどのような状況かを調査書をまとめたものとなっています。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	申請地以外の所有する農地の状況について指摘されておりますが、調査書に記載されている周辺農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないよう、譲受人に対し今後の所有農地の管理と事務局からの指導について要望します。
議長	事務局、回答願います。
事務局	岡田委員おっしゃるとおり申請地以外の所有する農地も含め、地域の調和については、地元とよく話し合って耕作を進めていただくよう指導していきたいと思います。

議長	他に質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号４４番から４６番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。次に、申請番号４２番について、事前審査委員より許可と報告がありました。よって、はじめに申請番号４４番から４６番次に申請番号４２番を別々に審議することに異議ございませんか。 （質疑なし）
議長	異議なしと認め、採決にはいります。はじめに、申請番号４４番から４６番を事前審査委員の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第１号農地法第３条（委員会）申請番号４４番から４６番を事前審査委員の報告のとおり、継続審議と決定しました。担当農業委員は引き続き、調査をお願いします。次に４２番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第１号農地法第３条（委員会）申請番号４２番を事前審査委員の報告のとおり許可と決定しました。次に、日程２議案第２号農地法第４条（知事）を議題といたします。申請番号７番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書２頁をご覧ください。議案第２号農地法第４条（知事）について許可申請が１件ありましたので審議を求めます。申請番号７番、所在赤沼字沼回り、地番 610-3、地目畑、面積 124 ㎡、以下記載のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和４５年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図は９頁、詳細図は１０頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和４４年５月３日、国土地理院の航空写真にて、申請農地が宅地になっていることを確認ました。農用地からの除外については確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付され

	ています。資金計画については、工事不要のためありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。説明は以上でございます。
議長	次に、申請番号７番について、担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。
委員	第２地区推進委員大塚一男です。申請番号７番について報告いたします。令和８年１０月９日に川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員及び私の４名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は住宅の敷地として利用されていました。保有農地については、春日部市赤沼字沼回り 575-2 に雑草が繁茂していることを確認しました。調査後、事務局が代理人に確認したところ、早急に改善するとの返事がありました。その後、１０月１８日に私自身が確認したところ、現地は雑草が除去され、農地として改善されていました。このことから農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号３番齋藤昭雄委員より申請番号７番について、事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号３番齋藤昭雄です。申請番号７番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、申請地は住宅の敷地となっていることが確認できました。申請について問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員４人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号７番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

	（全員起立）
議長	起立全員です。よって、日程２議案第２号農地法第４条（知事）申請番号７番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程３議案第３号農地法第５条（知事）を議題といたします。申請番号５４番から６２番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書３頁をご覧ください。議案第３号「農地法第５条（知事）について」、許可申請が９件ありましたので、審議を求めます。はじめに、申請番号５４番所有権移転、所在上大増新田字東耕地、地番 6-1、地目田、面積 161 ㎡、以下記載のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。申請農地の外、隣接する非農地 161 ㎡と併せて計画しています。案内図は１１頁、詳細図は１２頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。 農用地でないことは確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。次に、申請番号５５番賃貸借権設定、所在大場字沼端、地番 7-1、地目田、面積 993 ㎡、以下記載のとおり。申請法人は土木工事業を営んでおり、転用計画は現場事務所・仮資材置場の設置です。公共工事を行うにあたり、現場事務所、資材、建設機械を置く必要が生じたことから、一時転用申請したものです。申請地には、現場事務所、水道資材、山留材、建設機械、普通車、仮設トイレ等を置く計画です。案内図は１３頁、詳細図は１４頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。転用期間は許可日から１年間です。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。雨水は、鉄板敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。次に、申請番号５６番使用貸借権設定、所在花積字慈恩寺原耕地、地番 442-4、地目畑、面積 300 ㎡外 1 筆、合計 302 ㎡、以下記載のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築する

	ため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は１５頁、詳細図は１６頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。該当する土地改良区はありません。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。次に、申請番号５７番　賃貸借権設定、所在下柳字森田前、地番 275-1、地目田、面積 1299 ㎡以下記載のとおり。申請法人は土木工事業を営んでおり、転用計画は建設機械置場の設置です。近隣の物流倉庫建設のための建設機械を置く必要が生じたことから、一時転用申請したものです。建設機械置場には、建設機械、普通車を置く計画です。案内図は１７頁、詳細図は１８頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。転用期間は許可日から２年７か月間です。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。雨水は、鉄板敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。次に、議案書４頁、申請番号５８番所有権移転、所在赤沼字沼回り、地番 612-2、地目畑、面積 3.30 ㎡外１筆、合計 3.95 ㎡以下記載のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和４５年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図は１９頁、詳細図は２０頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和４４年５月３日、国土地理院の航空写真にて、申請農地が宅地になっていることを確認しました。農用地からの除外については確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、工事不要のためありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。次に、申請番号５９番所有権移転。所在下柳字田中、地番 1712、地目畑、面積 430 ㎡外 5 筆、合計 2364 ㎡、以下記載のとおり。転用計画は倉庫の設置です。申請法人は運送業を営んでおり、事業拡大のため、倉庫を設置する計画です。申請農地の外、隣接する非農地 2,995.19 ㎡と併せて計画しています。計画地内には、倉庫２棟、管理棟１棟を設置するとのことです。案内図は２１頁、詳細図は２２頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用

	地でないことは確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留施設に集水後、既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。次に、申請番号６０番　所有権移転、所在南中曽根字沖田、地番 523-3、地目畑、面積 31 ㎡外１筆、合計　43 ㎡、以下記載のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。申請農地の外、隣接する非農地 352 ㎡と併せて計画しています。案内図は２３頁、詳細図は２４頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。次に、議案書５頁、申請番号６１番、所有権移転。所在永沼字中道、地番 651-2、地目畑、面積 151 ㎡、以下記載のとおり。申請者は食料品、段ボール、鋼板等を加工するための刃の製造を行う法人で、転用計画は、駐車場の設置です。社用車及び来客用の駐車場が不足していることから、設置を計画したものです。駐車場には、社用車及び来客用の６台分を設置する予定です。案内図は２５頁、詳細図は２６頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。次に、申請番号６２番　使用貸借権設定、所在牛島字神明、地番 666-1、地目田、面積 300 ㎡、以下記載のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は２７頁、詳細図は２８頁とな

	ります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。以上でございます。
議長	本案のうち、申請番号５６番については農業委員会会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当いたします。よって、はじめに申請番号５６番の審議を行い、次に、申請番号５４番、５５番及び５７番から６２番の審議を行います。はじめに、申請番号５６番の審議を行います。該当する委員の退室を求めます。議席番号３番齋藤昭雄委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 （委員退室）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。議席番号２番飯島優子委員より申請番号５６番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号２番飯塚優子です。申請番号５６番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員３人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号５６番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）

議長	起立全員です。よって、議案第３号農地法第５条（知事）申請番号５６番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。この際、暫時休憩いたします。それでは、委員の入室をお願いします。 （委員入室、自席へ）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、議席番号２番飯島優子委員より申請番号５４番、５５番、５７番、５８番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号２番飯島優子です。申請番号５４番、５５番、５７番、５８番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	次に、議席番号１番川鍋浩之委員より申請番号５９番から６２番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１番川鍋浩之です。申請番号５９番から６２番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号５４番、５５番及び５７番から６２番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第３号農地法第５条（知事）申請番号５４

	番、５５番及び５７番から６２番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程４議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書６頁をご覧ください。議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。令和８年９月８日付け春農発第６４２号により市長から依頼のあった標記の件につきまして、委員の皆様へ意見照会を行いましたところ、期限である１０月９日までに特段の意見はございませんでした。よって、議案書７頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。説明は以上でございます。
議長	本案のうち、計画番号１５番から１８番については、農業委員会会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当いたします。よって、計画番号１番から１４番と１５番から１８番を別々に審議いたします。次に、計画番号１５番から１８番の審議を行いますが、議席番号１６番萩原勝委員が中間管理機構より権利の設定を受ける農地に関するものであり、規則第１０条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるものであります。したがって、萩原委員の退室を求めます。この際、暫時休憩といたします。 （休憩委員退室）
委員	休憩前に引き続き、会議を再開します。計画番号１５番から１８番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号１５番から１８番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）に

	関する意見について、計画番号１５番から１８番については、原案のとおり決定することと決しました。それでは、委員の入室をお願いします。この際、暫時休憩いたします。 （委員入室、自席へ）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、計画番号１番から１４番の審議を行います。 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号１番から１４番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、計画番号１番から１４番については、原案のとおり決定することと決しました。先程、決定しました計画番号１５番から１８番を含め、この結果を春日部市長に送付いたします。次に、日程５議案第５号生産緑地地区の取得斡旋について議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１１頁をご覧ください。議案第５号生産緑地地区の取得斡旋について、斡旋依頼が１件あったので、審議を求めます。生産緑地法第１３条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第１７条の２の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により生産緑地を取得するため農地法第３条許可の手続きが必要となり、取得後は農地として管理することが義務付けられております。本件は令和８年９月３日付け春公発第１０９６号により市長から依頼があったものです。委員の皆様へ斡旋の依頼を行いましたが、期限である１０月９日までに申出等はございませんでした。よって、議案書１２頁のとおり回答してよいかご審議をお願いいたします。説明は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	（質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第５号生産緑地地区の取得斡旋について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	（全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第５号生産緑地地区の取得斡旋について、原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。次に伊藤運営委員長から発言を求められておりますのでこれを許します。
委員	本日午前９時００分から開催した運営委員会の議題のうち、追加議題がございました。議決事項の追加として農地利用最適化推進委員の辞任について、議案第６号とし、追加議案として農業委員会総会に諮ることと決定いたしました。以上でございます。
議長	只今、運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。お諮りいたします。先ほどの報告のとおり本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。
	（異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。事務局より追加議案目録の配布をお願いします。この際、暫時休憩いたします。
	（追加議案目録の配布）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。ただいま配布した追加議案目録及び、２ページの議事日程のとおり、日程６議案第６号農地利用最適化推進委員の辞任について、１議案１件を日程に追加し、審議を再開します。日程６議案第６号農地利用最適化推進委員の辞任について、議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	追加議案目録の３頁をご覧ください。議案第６号農地利用最適化推進委員の辞任について審議を求めます。次の者が春日部市農地利用最適化推進委員を辞任することについて農業委員会等に関する法律第２３条の規定により春日部市農業委員会の同意を求めるものです。辞任願いのあった農地

	利用最適化推進委員は別紙にお示しのとおりです。理由は、令和８年１０月２３日付本人から辞任願いが提出されたことによるものです。説明は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第６号「農地利用最適化推進委員の辞任について」同意することに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第６号農地利用最適化推進委員の辞任について、同意することに決しました。
議長	以上で本日の会議の審議事項は全て終了いたしました。傍聴人の方にお願いいたします。本日の会議の審議事項は全て終了いたしましたので、退席願います。この際、暫時休憩いたします。 （傍聴人退席）
議長	それでは休憩前に引き続き再開いたします。次に追加議案目録の２ページ、議事日程をご覧ください。日程７報告第１号農地法第３条の３（相続等による権利移動）、日程８報告第２号農地法第４条（届出）、日程９報告第３号農地法第５条（届出）、日程１０報告第４号農地法第１８条（通知）、日程１１報告第５号違反転用事案報告につきましては、議案書の１７頁から３４頁にお示しのとおりです。続きまして、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、２０２６年第１０回総会を閉会いたします。 閉会（午前１１時１３分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

署名者の職・氏名

議　　長　会　長

農業委員　１４番

農業委員　１５番

農業委員　１６番